

プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討

項目 第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討において、第 88 回退職給付専門委員会（2017 年 5 月 23 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

論点の識別に対して聞かれた意見**（検討にあたっての方針に対する意見）**

2. マイナス金利下での退職給付債務の割引率を検討するにあたっては、リスクフリーレート割引率を用いる他の基準（例えば、資産除去債務など）への影響も考慮した上で検討すべきではないか。本検討において単一の方法を決めた場合、他の基準でも同じ方法を用いるべきか否かという議論が生じ得る。それを鑑みると、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法も認められるという結論もあり得るのではないか。
3. 年内に最終基準化を目指すという観点から、債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点のみに限定することは理解できるが、国際的な整合性が保たれている現在の退職給付会計基準の基本的な枠組みを保持したうえで議論すべきである。
4. 利回りの下限としてゼロを利用する方法と、マイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法のほかに、それぞれの方法に何らかの補正をする方法も考え得るので、二つの方法に限定する必要はないのではないか。

（企業の判断に基づく国債から優良社債への変更に関する論点に対する意見）事務局の分析に同意する意見

5. 割引率の基礎とする債券を国債から優良社債に変更するにあたっては、監査上、適時性や合理的な理由が求められるべきであり、国債の利回りがマイナスになった場合にその変更を認めることは慎重に考えるべきである。
6. 国債から優良社債への変更の論点を検討の対象としないことは理解できる。なお、検討の対象としない論拠についてはもう少し整理しておいた方がよい。

事務局の分析に同意しない意見

7. 利回りがマイナスとなった国債を割引率の基礎として用いることが問題の本質であり、見積りのインデックスとして不適切であると考えため、優良社債に変更することが考えられる。したがって、国債の利回りがマイナスであることが異常とは言えないことをもって、国債を割引率の基礎とすることに問題はないとは言えないのではないか。
8. 仮に利回りの下限としてゼロを利用する方法を認めない場合、国債から優良社債へ変更を認める余地はあると考えられる。

その他の意見

9. 日本企業が連結財務諸表において IFRS を任意適用している場合、連結財務諸表では優良社債を割引率の基礎として使用し、日本基準の個別財務諸表では国債を使用するため、二重に計算を行うことが実務的に負担になっている。現時点では本論点を検討対象としないとしても、将来的には検討が必要であると考え。
10. 国債と優良社債にはスプレッドがある状況において、損益に影響が生じることを踏まえると、割引率においてどちらを使っているかを開示することについて検討してもよいのではないか。

(IFRS との整合性に関する論点に対する意見)

事務局の分析に同意する意見

11. IFRS との整合性を検討するにあたっては、我が国において優良社債の市場はどの程度の厚みがあるのか、そもそも優良社債を用いることが適切なのか等多くの論点があり、国際的な議論の動向を踏まえたうえで、必要であれば検討すればよいのではないか。

その他の意見

12. 国債の方が優良社債より信用リスクが低いことをもって、優良社債を原則とする IFRS の内容を受け入れる必然性がないとする理由は納得感がないので、本資料に記載する必要はないのではないか。
13. (上記の意見に対して) IFRS ではなぜ優良社債を原則としているのかの記載がないため、当該理由に結び付いていないのではないか。
14. 平成 24 年に退職給付会計基準を改正した当時は、国債と優良社債のスプレッドは大きくなかったが、現在のマイナス金利下ではスプレッドが広がっており、国債から優良社債への変更を検討する意義があるのではないか。

（「割引率の変更は会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するか」に関する論点に対する意見）

事務局の分析に同意する意見

15. 利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかのみを認めるのであれば、本論点は会計基準の適用初年度における経過措置の問題であり、今回、議論する必要はないのではないかと考える。
16. 会計方針の変更か会計上の見積りの変更かは、マイナス金利下での特有の論点ではないので、今回、検討する必要はないと考える。

その他の意見

17. 割引率は、退職給付債務を見積る過程でのインデックスであることを鑑みると、国債と優良社債のいずれを採用するかは会計上の見積りに該当すると考える。

（利回りの下限としてゼロを利用する場合の具体的な計算方法に関する論点に対する意見）

事務局の分析に同意する意見

18. 具体的な計算方法については、一定の合理性がある範囲で認められるものと考えており、会計基準において具体的な計算方法を定めることによって実務上の処理を狭めてしまうことは避けるべきである。
19. 現在、実務では特段の問題なく運用されており、具体的な計算方法を定めることによって実務が混乱するのであれば、今回、検討する必要はないのではないかと考える。

論点の分析に対して聞かれた意見

（論点1：マイナス金利の状況下における金銭的時間価値に対する意見）

見解1に反対する意見

20. マイナス金利が一時的なものであれば、現金で保有することも考えられるが、マイナス金利が継続している状況下で現金を保有し続けることは難しいと考える。年金制度において掛金の設定の際には割引計算をしているので、年金資産については現金を保有し続けるのではなく、マイナス利回りの資産に投資することも十分あり得ると考える。
21. 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第96項において、「年金資産の運用収益率をそのまま割引率として用いることはできない」とされており、現金で保有するという年金資産の運用内容に応じて割引率は決まらず、利回りの下限としてゼロを利用する方法を正当化する理由とはならないのではないかと考える。

22. 見解1は、現金を保有すればリスクなしにゼロの利回りを実現できるため、リスクフリーレートは下限がゼロになるとの主張であるが、仮にこの考え方が正しいのであれば、市場でマイナスの利回りは発生しない。仮にこの見解が正しい場合、長期投資を行う機関投資家が償還まで国債を保有することは経済合理性がないことになるが、現実にはそうならず、実態を無視した見解である。また、現金には一定の保有コストがかかるため、当該コストの範囲内でマイナスの利回りが許容されていると考えられ、当該保有コストを試算しているレポートもある。

その他の意見

23. 本論点を議論するうえでは、マイナス金利の経済的な性質を分析する必要があるのではないか。例えば、マイナス金利は通常は起こらないものが市場の歪みによって生じているのか、現金として保有する場合には一定の保管コストがかかるので当該コストの範囲でマイナス金利はあり得るものなのか、についても整理した方がよいと考える。

(論点2：退職給付債務の算定額に対する意見)

退職給付債務を「企業固有の見積りに反映させる方法」に分類することに反対する意見

24. 退職給付債務を計算するにあたって、退職率や昇給率は企業固有の見積りを反映させるが、本検討の対象としている割引率については一般的な市場金利を反映させるものであり、企業固有の見積りを反映させる方法に分類するという考えには疑問がある。

(論点3：退職給付債務の評価と年金資産の評価の関係に対する意見)

退職給付債務の評価と年金資産の評価は関係ないとの意見

25. 退職給付債務は割引計算により貸借対照表価額を計算する一方で、年金資産を時価で評価することとしており、時価評価を行う金融資産及び負債と退職給付債務は性格が異なるものであるため、退職給付債務の計算と年金資産の評価を関連付けることには違和感がある。

利回りの下限としてゼロを利用する方法によると退職給付債務の評価と年金資産の評価が整合しないとの意見

26. 仮に年金資産をすべて債券で運用する手法をとる場合、年金資産と退職給付債務がバランスしている状態で割引率について利回りの下限としてゼロを利用する方法を採用すると、退職給付債務の額はマイナス利回りをそのまま利用する方法に比べて小さくなる一方で、債券価格の上昇分が年金資産の評価に反映されて利益が生じる結果となり、バランスを欠くと思われる。

以上